

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	西目屋村

西目屋村鳥獣被害防止計画

令和 5年 1月10日作成

令和 6年 2月22日変更

<連絡先>

担当部署名	西目屋村産業課
所在地	西目屋村大字田代字神田57
電話番号	0172-85-2111(代表)
FAX番号	0172-85-2590
メールアドレス	nishimeya-soumu@vill.nishimeya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	青森県 西目屋村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	果 樹（リンゴ） 野 菜（カボチャ、エダマメ） 雑 穀（ソバ） 豆 類（大豆）	233千円、0.22 ha
ツキノワグマ	果 樹（リンゴ） 野 菜（スイカ）	548千円、0.16 ha
ニホンジカ	-	-
イノシシ	-	-
アライグマ	-	-
ハクビシン	-	-
計		781千円、0.38 ha

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

当村の基幹作物であるリンゴへの被害が年間を通して村内全域で発生しており、果実の食害のほか、枝折れ、花芽の被害がある。

過去には山林に隣接している園地の被害が中心となっていたが、農業者の高齢化や鳥獣被害を受けたことによる生産意欲の減退にともない遊休農地が増加し、それと共に農地全域に被害が拡大してきている。

②ツキノワグマ

リンゴの果実や樹体への被害が夏から秋にかけて発生している。被害は山林に隣接している園地が中心だが、近年集落周辺での目撃数が増加した。農作物被害は居森平地区が特に多い。

③ニホンジカ

農作物被害の実態は確認できていないが、令和3年度に捕獲されたほか、村内各地区で目撃情報があるため、今後、農林業への被害が懸念される。

④イノシシ

目撃情報及び農作物被害は確認できていないが、近隣市町村では目撃情報及び農作物被害が確認されているため、今後、村内においても農林業への被害が懸念される。

⑤アライグマ

農作物被害は確認できていないが、農地のみならず、集落付近での目撃情報が確認されているため、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念される。

⑥ハクビシン

農作物被害は確認できていないが、農地のみならず、集落付近での目撃情報が確認されているため、個体数増加に伴う農作物被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	233 千円	117 千円
被害面積	0.22 ha	0.11 ha

②ツキノワグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	548 千円	274 千円
被害面積	0.16 ha	0.08 ha

③ニホンジカ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	-	-
被害面積	-	-

④イノシシ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑤アライグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑥ハクビシン

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	-	-
被害面積	-	-

⑦合計

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	781 千円	391 千円
被害面積	0.38 ha	0.19 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>西目屋村鳥獣被害対策実施隊により、ニホンザル及びツキノワグマの有害捕獲を行っている。</p>	<p>ニホンザルについては、ハンターが近づくと隣接する林に隠れ射撃できない状況になる。また、捕獲する個体によっては群れが分裂し、被害が拡大する恐れがあるため、捕獲個体の選定に工夫が必要である。</p> <p>ツキノワグマについては、早朝・夕方の視界が悪い時間帯の被害が多く、銃器による捕獲が困難であるため、箱わなの設置に工夫が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンザルによる深刻な被害を防ぐため、りんご園地を中心に設置した耐雪型電気柵の修繕に要する資材を村が無償で提供している。</p> <p>また、簡易電気柵の設置及び電気部品の更新に補助金を交付し、防除体制の整備を推進している。</p> <p>ほか、農家へロケット花火を無償提供し自衛体制の強化を行っている。</p>	<p>過去に設置した電気柵の効果は、非常に高かったが、農業者の高齢化に伴う共同管理体制の崩壊が発生しており、電気柵の効果が薄れてきている。</p> <p>管理が不十分な箇所では、電気が流れておらず、侵入してしまうケースや、園地と隣接する森林所有者が違うため、緩衝地帯を設けられず、柵を飛び越えて侵入し、被害を及ぼしている等の問題がある。</p> <p>集落における電気柵の共同管理や追い払いの協力体制を再構築していくことが課題となる。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放任果樹について、村農業委員会による現地確認等の実施により、放任果樹の伐採や適切な管理について指導を行っている。</p>	<p>緩衝体の設置や、鳥獣の習性を理解した上での被害防止対策について、農業者に浸透していないため、知識の普及を促すための情報発信が課題となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・ニホンザルについては、簡易電気柵による防除、センサーカメラによる生息状況調査結果を活用して、群れ毎に捕獲、追払いなど取組を最適化して被害防止対策を実施する。
- ・ツキノワグマについては、近年、集落付近での目撃が多く、短期間で園地に多くの被害が発生することから、出没地域で箱わなによる捕獲を行う。また、必要に応じて銃器による捕獲を行う。
- ・ニホンジカについては、通年で有害鳥獣捕獲の許可を出し、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・イノシシについては、情報収集に努め、有害鳥獣捕獲の許可を出し、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・アライグマについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・ハクビシンについては、有害鳥獣捕獲の許可を出し、箱わなの設置による被害防止に努め、地域に定着しないよう取組を進めていく。
- ・被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図る。
- ・実施隊員は、各種研修を受講し、習得した知識、技術をもとに鳥獣被害防止対策の実施について地域住民への啓発活動を行う。
- ・集落における電気柵の共同管理や追い払いの協力体制を再構築していくため、住民に対する意識啓発を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・西目屋村は、引き続き西目屋村鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名し、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンの有害鳥獣の捕獲等に従事させる。
※別紙捕獲体制図を参照
- ・また、実施隊員の中から数名を農地巡視員として雇用し、被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図るとともに、園地への檻の設置等、迅速な捕獲対策を実施する。
- ・ニホンザルの捕獲については、箱わな及びライフル銃以外の銃器による捕獲を行う。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、箱わなを基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者が使用し捕獲を行う。
- ・アライグマ、ハクビシンの捕獲については、箱わなによる捕獲を行う。
- ・関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～ 7年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得者の確保育成に努める。 ・ 被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを元に、効果的な被害防止方法を検討する。 ・ センサーカメラを設置し、生息状況の把握に努めるとともに、その情報を元に捕獲対策を行う。 ・ 取り外し可能な簡易電気柵の導入を検討する。 ・ ニホンジカ、イノシシの捕獲用に、くくりわなの導入を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① ニホンザル</p> <p>令和元～3年度の捕獲実績は、年平均54頭であったが、農地だけでなく集落周辺でも出没報告があることから、対策を継続することとし、捕獲計画数を50頭とする。</p> <p>(捕獲実績 元年度：62頭 2年度48頭 3年度：53頭＝合計：163頭)</p>
<p>② ツキノワグマ</p> <p>令和元～3年度の捕獲実績は、年平均30頭であった。引き続き、リンゴ等の食害及び人的被害を防止するため、出没時に捕獲を実施し、捕獲計画頭数を10頭とする。</p> <p>(捕獲実績 元年度：38頭 2年度：14頭 3年度：38頭＝合計：90頭)</p>
<p>③ ニホンジカ</p> <p>令和3年度に2頭捕獲があったことから、高い繁殖率を持つニホンジカの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。</p> <p>(捕獲実績 元年度：一頭 2年度：一頭 3年度：2頭＝合計：2頭)</p>
<p>④ イノシシ</p> <p>これまで捕獲実績はないが、高い繁殖率を持つイノシシの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。</p>
<p>⑤ アライグマ</p> <p>これまで捕獲実績はないが、家屋への被害等の恐れがあることを考慮し被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。</p>

⑥ ハクビシン

令和2年度に10頭、令和3年度に5頭の捕獲があったことから、高い繁殖率を持つハクビシンの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。

(捕獲実績 元年度：1頭 2年度：10頭 3年度：5頭＝合計：15頭)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	50	50	50
ツキノワグマ	10	10	10
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>【ニホンザル】 1年間を通じて農作物被害を及ぼす個体について、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。</p> <p>【ツキノワグマ】 春期、夏期、秋期の農作物被害が多発する期間において、出没状況に合わせて被害を及ぼす個体及び被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。</p> <p>【ニホンジカ】 1年間を通じて、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。 高い繁殖率を持つニホンジカの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【イノシシ】 1年間を通じて、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。 高い繁殖率を持つイノシシの特性を考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り捕獲を行う。</p> <p>【アライグマ】 1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。</p> <p>【ハクビシン】 1年間を通じて農作物被害や家屋被害を及ぼす恐れがあることを考慮し、被害が発生する前に個体数の増加を防ぐことを目的として、可能な限り箱わなによる捕獲を行う。</p>

ライフル銃により捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、箱わなを基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し（権限委譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m	電気柵（簡易型） 200m

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

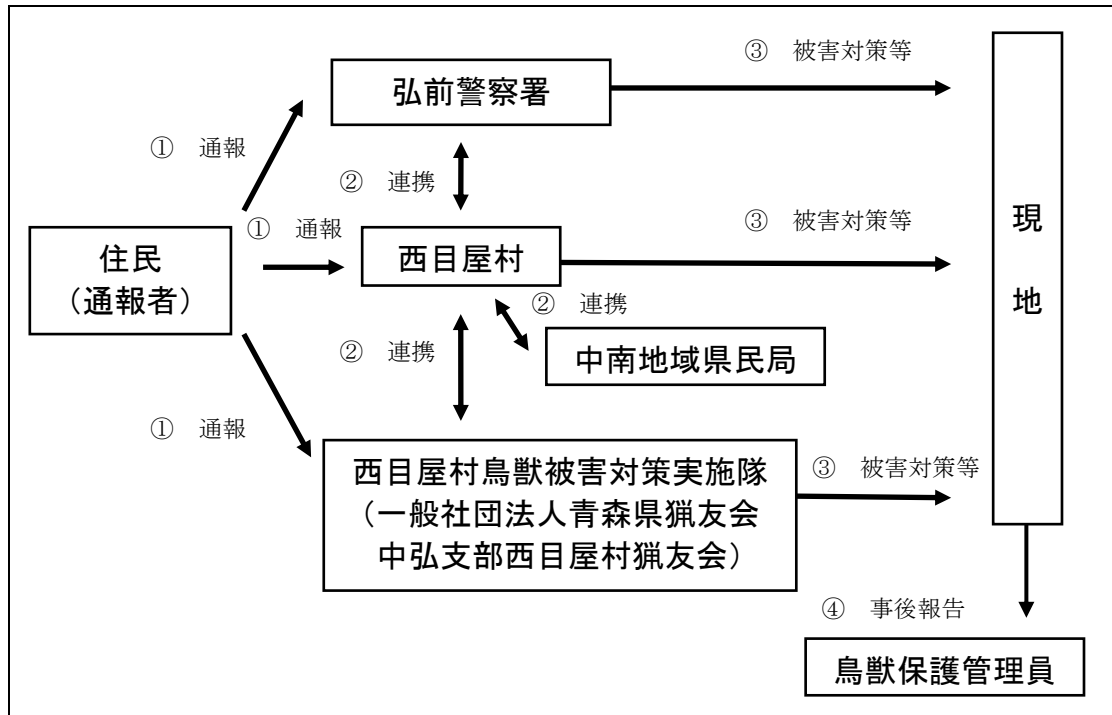
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～ 7年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策実施隊による追払い活動 侵入防止柵の適正管理 緩衝帯の設置
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 無線放送による注意喚起 侵入防止柵の適正管理 緩衝帯の設置
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 住民へのニホンジカ被害に関する啓発活動 目撃情報の収集
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 住民へのイノシシ被害に関する啓発活動 目撃情報の収集
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 住民へのアライグマ被害に関する啓発活動 目撃情報の収集
	ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 住民へのハクビシン被害に関する啓発活動 目撃情報の収集

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の役割	役割
西目屋村産業課	防災無線等を利用し、住民へ周知するとともに、県及び警察、実施隊と連携した対応を図る。
中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	村と連携した対応を図る。
西目屋村鳥獣被害対策実施隊 (一般社団法人青森県猟友会 中弘支部西目屋村猟友会)	村と連携し、緊急捕獲等の対応を図る
弘前警察署	銃器等の取扱いに関する助言指導を行うとともに、村と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザルについては、埋設処分とする。
ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについては、埋設又は自家消費とし、自家消費された解体後の残さ等は埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	整備した食肉加工施設では、食品衛生法や野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を遵守し、安全を確保する。 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについては、食肉としての利用に適するものは、整備した食肉加工施設で処理して地域資源としての活用を行うとともに、自家消費による利用を推奨し、ジビエ認知の啓発を行う。
ペットフード	食品加工に向かない内臓等についてはペットフードとして有効な利活用を図る。
皮革	食品加工処理の行程で剥皮した皮については、革製品として有効な利活用を図り、地域の特産品として商品化を進めている。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	油脂、骨、皮製品については有効な利活用方法を探り、特産品として商品化できるよう努める。 弘前大学の学術研究の一環として、捕獲鳥獣の頭骨等の貸し出しを行う。

(2) 処理加工施設の取組

食肉加工処理施設にあつては「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に基づき適正に処理できる環境を整備し、保健所の許可を受け、食品衛生法を遵守し安全を確保する。

施設の運営にあつては「食品衛生責任者」を1名設置するものとし、施設や設備の点検を適切に実施することで食品衛生上の安全を確保する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

農林水産省補助事業の一環で実施される利活用技術者育成研修に参加し、適切な処理方法や施設管理方法等についての知識・技術の習得に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	西目屋村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
西目屋村議会	対象鳥獣に関連する地域の課題等の把握を行う。
西目屋村農業委員会	対象鳥獣関連情報及び被害防止対策技術の提供を行う。
西目屋村地区会連絡協議会	対象鳥獣関連情報の提供を行う。
一般社団法人青森県猟友会 中弘支部西目屋村猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と対象鳥獣捕獲の実施を行う。
地元有識者	対象鳥獣被害の情報提供と対象鳥獣の追払いを行う。
中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室、林業振興課	対象鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の指導・助言を行う。
つがる弘前農業協同組合	対象地域を巡回し、被害農家へ営農指導、情報提供を行う。
村内りんご支会	農作物被害情報の報告及び被害防止対策の実施を行う。
西目屋村役場産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北森林管理局 津軽森林管理署	オブザーバーとして国有林に関する情報の提供、被害防止関連の情報交換等を行う。
環境省 西目屋自然保護官事務所	白神山地及びその周辺地域に係るニホンジカ対策に関する情報交換を行う。
弘前地方森林組合	林業被害に関する情報の収集及び提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>令和4年度に、西目屋村職員（村長が指名した職員）と村長が任命した者で鳥獣被害防止特措法第9条に定める鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲、被害防止対策の普及啓発等、村内の被害対策についての取り組みを進めていく。</p> <p>名称：西目屋村鳥獣被害防止対策実施隊</p> <p>役割分担：</p> <p>① 捕獲の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・西目屋村猟友会（29名）うち農地巡視員2名含む <p>② 農地の巡視、施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査</p> <ul style="list-style-type: none">・常勤職員3名（西目屋村職員）・農地巡視員2名（村民・西目屋村猟友会）・地域おこし協力隊員1名 <p>※実施体制は、別紙捕獲体制図を参照</p> <p>※実施隊員数は、令和4年4月1日現在</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

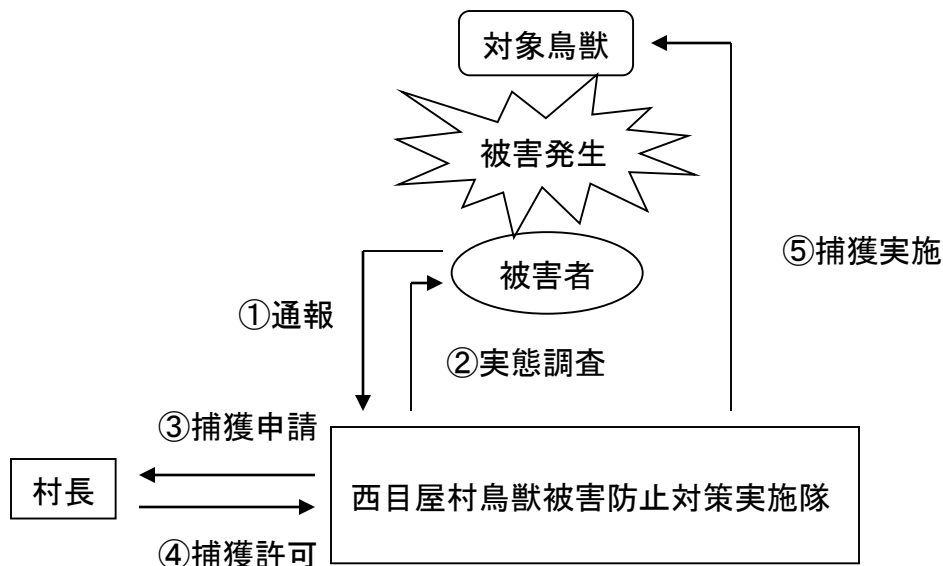
<p>鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。</p> <p>また、近隣市町村と情報を共有化し、連携した対策の取り組みを検討する。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。</p>
--

西目屋村鳥獣被害防止計画 捕獲体制図

1 捕獲体制フロー図



2 役割分担

関係機関等	役 割
西目屋村長	有害捕獲の許可を行う。
西目屋村鳥獣被害防止対策実施隊 ・ 役場職員 (産業課) ・ 農地巡視員 (村民) ・ 専門家 (オブザーバー) ・ 村獵友会	被害者の通報を受け、現地を調査し、有害捕獲の許可申請を行う。(実施者：役場職員) 許可が下りた後、捕獲を行う。(実施者：村獵友会) ※その他役割 ・ 農地の巡視 (実施者：農地巡視員) ・ 施策の立案 (実施者：役場職員・農地巡視員・村獵友会・専門家) ・ 対策の実施指導 (実施者：役場職員・農地巡視員) ・ 被害実態調査 (実施者：役場職員・農地巡視員)
被害者	被害の発生が判明したら、被害状況を西目屋村鳥獣被害防止対策実施隊に通報する。 (いつ、どこで、なにが、どの程度、どうした等)